

「非行と福祉」

コーディネーター 影山 秀人 (弁護士、てんぼ理事長)
パネリスト 遠藤 浩 さん (城山学園施設長)
三村 知彦 さん (久里浜少年院院長)
中村 すえこさん (NPO法人セカンドチャンス)



0000 影山：それでは後半のパネルディスカッションを始めていきたいと思ひます。今日は「非行と福祉」と題しまして、非行を犯してしまつた子ども達に対する矯正教育の現場と、福祉の現場との連携について考えていきたいと思ひます。まずパネルリストの皆さんをご紹介したいと思ひます。皆さんから向かつて左側、私の隣が中村すえこさんです。中村さんは真つ当に生きたい少年院出身者の当事者グループ、NPO 法人セカンドチャンスのメンバーで、中村さんの体験談をまとめたものが今日は配布資料の中にございますので、ぜひごらんください。そのお隣が先ほどもご講演いただきました遠藤浩さんです。遠藤さんは長い間、自立援助ホーム、えんどうホームのホーム長をお勤めになり、現在は湯河原にある児童養護施設、城山学園の施設長をなさっております。最後に三村知彦さんです。三村さんは長らく法務省の矯正畑で多くの少年院や矯正研修所の教官を経験されて、現在はこの近くの久里浜少年院の院長をなさっております。それではこの皆さんでパネルを進めていきたいと思ひますが、最初にまず中村さん。中村さんはかつて非行少女だったと自分でも本に書いておられたりするわけですが、少年院に入ったこともございました。そしてその少年院を出て、現在立ち直つておられるわけだけども、そこまでのお話というのを少しお聞きしてみたいと思ひます。中村さん、教えてください。

0206 中村：はじめまして。中村すえこです。今日はよろしくお願ひします。私の非行っていうのは十代の時に暴走族のレディースの総長をやっている、傷害事件で少年院送致になったのですが、暴走族をやるまでの私の生い立ちというのを少し初めに話したいと思ひます。

影山：そうですね。

中村：はい。名前のおり、姉妹の一番下の末っ子で、姉が三人、四姉妹の一番下の末っ子として生まれました。父と母と六人で、埼玉県で暮らしてました。父はあまり働かずというか、大工をやっていたようなんですが、あんまり働いてるところを見たことがありません。母が当時、母の実家が食堂をやっている、そこで働きながらご飯を食べさせてくれました。小学校に上がって、小学校三年生ぐらい、上の姉達が家を出て、家族四人になった頃、母が夜、働き始めました。父は夜、遊びに行っていない、母は働き始め、姉妹二人、すぐ上の姉はバイトを始め、私は夜を一人で過ごすようになりました。その当時はそういう状況がしかたがないと、うちはお母さんが働かなきゃいけないんだ、しかたがないなって思っていました。初めの頃、親がいない夜ってというのが特別な、ラッキーな日に思っていました。親がいない日ってというのは何時に、夜遅くまで起きていてもいいし、ご飯をどんな格好で食べてもいいし、自由があったから、とてもこう、ラッキーって思ってたんですね。でも、それが毎日になると、それはとても楽しい日々じゃないってことにすぐ気がつきました。自分が具合が悪くてもお母さんは側にいてくれない。夜、住んでいた家がボロくて、風が吹くと、子どもだったので、オバケがいるんじゃないか、変な人がのぞいてるんじゃないかとか、そういう日は布団に入って、布団をかぶって、朝になればお母さんが帰ってくる、そういうふうになり、夜を過ごした記憶があります。その頃、で、高学年ぐらいになると、深夜番組や何かでいろいろな情報を得て、私が思うカッコいいってもののスタイルがいわゆる不良のスタイル。ちょっと若い方はイメージが湧かないと思うんですけど、長いスカートをはいて、短いブレザーをはいて、頭はソバージュをかけているってというのが私のカッコいいなって思うスタイルで、中学校入学の時には、周りの子より目立ちたいっていう気持ちから、事前に万全な準備をして中学校に入りました。で、中学校に入ると、その当時はその家の家庭の事情はわからなかったんですが、親しくなった友人がどういふ家庭に育ってる子かは、その当時は知らなかったけれども、自分と同じように夜の時間を持って余している仲間がたくさんいて、そういった友達とつるむようになりました。人数が増えれば増えるほど、悪いことができることが増えて

いくんですね。初めはタバコを吹かして吸っていたことから始まり、次は自転車を盗んだ。自転車が盗めるようになったら、今度はバイクを盗むようになる。運転をする。大勢で移動するんだったら、今度は車を盗む。誰かがこれをやってみないかって持ってきた薬物、シンナーを皆で吸う。どんどんどんどん悪いことは加速していきました。何をやるにも一番初めの時はドキドキしても、回数を重ねるごとに悪いことをしているという感覚とかがもう、スリルとかもなく、当たり前のように、日常に物を盗むことや人を傷つけることが日常に行われることでした。そういうことが。その頃はもう中学校二年生になっていて、当時、今は本当にいないと思うんですけど、暴走族というのがすごく巷で流行ってたというか、ファッションのように暴走族が多く、暴走族ファッションも流行っていたし、チームもたくさんあり、私もそのチームに入りました。変な話、その暴走族はすごい決まりが厳しくて、窃盗をしちゃいけないと、薬物を使ったらいけない、カツアゲをしちゃいけないとか、暴走族に決まりが多くて、今までやってたこと一切しなくなって、当時母は、私はいいいグループに入ったと勘違いしていたぐらい、厳しくありました。警察や親に悪いことはやめなさいっていわれても一切やめられなかったけど、暴走族に入って、暴走族の規則はきちんと守っていたので、今までやっていた悪いことは一切やめて、一生懸命暴走族としてやりました。暴走族は、といっても暴走族なので暴走行為をする。チーム同士の殴り合い。これは絶対あったので、私はもうどっぷり暴走族の暴走行為と、他のチームとの抗争事件を繰り返し、それで少年院に入るようになりました。

0918 影山：少年院ではどんな生活だったのかとか、少年院ってどんなところだったんですかね。

中村：始めは少年院って、すごいとこに連れていかれてしまうって、もちろん自由はないのはそうなんですけど、怖いところで、いじめもあり、とんでもないとこなんだと思ってたんですね。で、私も暴走族の頭として行くからなめられるもんかみたいな気持ちで行ったんですけど、中に行ったら全然そういうのはなくて、ものすごく一生懸命頑張れることができるところなんです。学校なんかだと、一生懸命やってると、なに熱くなってるの？ってバカにするやつが絶対いるんですけど、少年院の中ってそういう子いなくて、皆が頑張ってる、逆に頑張っていない子がもっと頑張らなきゃみたいな、本当に充実していて、私、いつも自分が頑張れてて、自分のことが好きになれた。で、ちょっと体育がきつくて大変だったなって記憶があるのと、あと面会の時に、両親が仲が悪かったん

ですけど、家族全員で面会に来てくれたことがすごく、自分から家を出てたくせに家族が会いに来てくれた時はものすごく嬉しかったのを覚えています。

影山：少年院の面会の時にようやく家族が揃ったよねなんて、

中村：そうなんです。うちは父がそんな感じの人だったので、もう、今はもう亡くなってるんですけど、今までの中でも家族が全員揃ったのは少年院の中の面会の時だけだったなど。

影山：中村さんは少年院の中ではたぶん優等生の部類で、わりと短期間で出たんじゃないかと思うんだけど、でも本気で真面目になるつもりだったんですか。

1130 中村：まったくなくて、なんかしたら出るのは、なんかちょっとすると1ヶ月帰るのが遅くなっちゃうんですね。だから本当に失敗のない生活をしなければいけなくて、私は何が一番大変だったかっていうと、反省しているふりをするのが大変で、反省してる人はこんな時なんて答えるんだろうっていうことをいつも考えていて、で、担任の先生はうざいほどに熱いんですよ。自分に向かい合ってくれるんですね。だけど何か聞かれるたびに、あ、こんな時、本当に心から反省してる人はなんて答えてるんだろうってことを考えていました。

影山：見事反省したふりをしっかりしてですね、中村さんは少年院をサーッと出たんですが、出た後、本当にこう、立ち直るっていうのはふりだったんで、レディースに戻るつもりだったんだよね。で、その後どうなった？

1237 中村：もう初めからやめるとかそういうもの考えてなくて、少年院を出て仲間のもとに戻ったんですけど、仲間のほうから罰をもらってというか、信じている仲間だったけども、仲間は私のことをそう思ってなくて、私は皆からリンチをもらって、チームを抜けさせられるようになりました。で、中学入った時ぐらいからずっと非行というか、不良の道を来たから、不良の友達から拒絶されてしまったらどういうふうに、誰もいないんですよ。真面目になろうと思っても真面目な友達もないし、そもそも真面目ってなんだ、真面目な人はどういうことするんだってことがわからなくて、どうやって生きていったらいいんだろうって。で、だんだんだんだん自分を今度責めちゃって、自分が嫌なやつだったから友達から追いやられたんだとか、私なんかどうしようもない人間で、もう生きていてもしょうがないとか、そういう状況の時に、中学に入った時の、一番初めに悪くなった時の友達に会い、これをやらないかってすすめられて、覚せい剤、少年院を出て半年ぐらい。すすめられた時に迷いなく打ちました。遊びたいとか飛びたいとか、そういうハイになりたいからじ

やなくて、もうべつにどうでもいい、自分なんかどうでもいいって思ってたから、覚せい剤を打ちました。

影山：かなり自棄になって、自分なんかどうでもいいって思って、覚せい剤もだいぶね、その時にね、頻回にやるようになって、当たり前だけ捕まっちゃって、だけど、だけど立ち直った、その辺りは何だった？

- 1513 中村：逮捕されている留置場の中で体の異変に気づいて、病院に連れてってもらった時に、その時私は妊娠をしていて、で、覚せい剤とか妊娠とか、よく知識がなく、どうしていいのかわからないでただ泣いてる日々だったんですけど、その時に母が面会に来て、今までどちらかというと放任だったんじゃないのかな、怒られたことがなかった母に初めて命のことについて叱られたんですね。なにやってるのって。それは命なんだよ、そこにあるのは命なんだよって。その命はお母さんになる私にしか守れない命なんだよって怒られて、で、その時に、なんか、一人になった時に、人としてとんでもないことをしてしまったんじゃないかなっていう。このままこれをどうでもいいようなことに済ませちゃったら、自分が人としての心をなくしてしまうんじゃないのかなと思って。で、こんな大きな自分の、自分の中の大きな出来事があったのに、それでも私は変わることができなかつたら、一生、もう変わることは、変わるきっかけはもうなくなると。今変わらなかつたらこのままシャブ中になって死ぬだけだなんて。それが私のセカンドチャンスとなりました。

影山：今の、お母さんが初めて本当に真剣に怒ってくれたっていうこの経験、これが一つ、中村さんに大きなインパクトを与えたと思うんだけど、もう一つね、少年院出てわずか半年ですよ。で、わずか1ヶ月か2ヶ月の間にほとんど毎日のように覚せい剤やってる。そういう状態で捕まってる。我々の常識からしたらもう次、前に少年院に行ってるわけですから、今度はもう許されっこないです。さらに二度目の少年院、当たり前でしょって私は思うんだけど、その時のその事件で中村さんについてくれた家庭裁判所の調査官、どんなことをしてくれたのかな？

- 1801 中村：もちろん私もそのとおり、もう覚悟をきめて、少年院にもう一回行って立ち直る、自分を見つめ直してくるぞっていう気持ちで二回目の審判を受けたんですが、その時の調査官が試験観察と。で、本当によく、え？と思って、審判が終わった後、調査官に聞きに行ったんです。どうして私は帰れるんですかって。そしたらその調査官の人が、今の君なら社会でやってけるだろうって。その時に、今まで大人に信じてもらったことってなくて、敵だったんです、私の中で。特にそういう、警察や裁判所とかの人は。でもそういう人でも自分のことを信じてくれたって、で、

そういう人を裏切ったらいけないなって思いました。

影山：打ち合わせの時に中村さんがいったんだけど、本当の反省は伝わるんだなって思った。で、このお母さんの言葉、調査官が信じてくれたこと、それがここで自分が変わらなきゃどうするんだっていう。今振り返って見ると、あの時のこれが私のセカンドチャンスだったのかな。ね。

中村：はい。

影山：はい。また後でお話うかがいます。ありがとうございます。じゃ次に三村さんにお話をうかがいます。今日会場に来られてる方々の中には、そもそも少年院っていうのがどんなところで、そこでどんな教育をしているのかっていうことをご存知ない方も多いと思うんです。その辺り、基本的なところから少し教えていただけますか。

1948 三村：はい。久里浜少年院の三村と申します。よろしくお願いします。手元に資料を配らせていただいておりますが、こちらのパワーポイントに基づいて説明をさせていただきます。それとパワーポイントのスライドをたくさん準備しましたので、若干早口で次々と進めていくかもしれませんが、その辺もご容赦いただきたいと思います。それでは、少年院について概要を今からご説明させていただきます。

2102 少年院は現在、制度変革の時期でありまして、翌6月から新しい制度に変わります。ただ、新しい制度も大きく中身を変えることが現実的に無理がある上、現時点ではまだ制度変更されていませんので、現行制度の説明をさせていただきます。それでは、少年院とはどのようなものかということはこのスライドに書いてあるように、家庭裁判所が少年院送致という保護処分の決定をしたことを受けて、その少年を収容することが第1点目、次に社会不適用の原因を取り除いて、健全な社会復帰ができる状態にして社会にお返しする。そういう矯正教育を行うことが第2点目の目的であるという二つの意味を持つ施設ということになります。少年院は、全国で分院を含めて52庁あり、男女別に設けられています。また、全部の少年院が同じことをやってるわけではなく、それぞれ特徴を持っており、年齢や少年のタイプによって区分されています。少年院の歩みについては、大正12年に初めて、多摩少年院と浪速少年院が矯正院として設置されました。今年で92年目となります。現行制度は昭和24年にできまして、65年から66年目というようなことになっております。その後、昭和52年に非行の進度などに応じた処遇区分、短期処遇だとか長期処遇という処置区分ができました。また国際化など、社会の状況に若干そぐわないところがあったため、一部制度改正などを経て26年度全国的に改正された少年院法が、現在は施行される直前という状況になっ

ています。少年院の組織は庶務課、医務課、教育部門があつて、事務的な部分が庶務課。それと教官がいて、少年を指導するのが教育部門ということになります。職員数は最大で 82 名という施設があります。少年の収容定員は 28 名から、多いところで 185 名という状況になっています。参考までにこのスライドは、一般的な少年院の集団室と、集団寮の風景です。右の下に書いてある単独寮の単独室閉鎖の意味は、外に鉄格子があり部屋の扉もガチャンと鍵がかかって、室外には出てこられない、そういう部屋です。また、半開放と書いてあるのは、寮の中では、自由に行き来ができるということで、寮内側の扉には鍵がかかってないという部屋です。寮内で生活をする際は、スライドにある集団寮のホールを使って勉強をしたり、あるいは他の少年と話し合う集会を行ったり、あるいは食事をしたりということを行います。

2 4 1 8

次に少年が非行を起こして少年院に送られてくる手続きをご紹介します。このスライドの一番左から右に順次手続きが進んでいく形になるのですが、非行を犯した少年は警察に捕まり、その後は一般的には検察庁、年齢の低い少年は児童相談所を経由して、すべての少年事件は家庭裁判所に集められます。スライドの中で緑の矢印が書いてあり、矢印の先に審判不開始、不処分という文字がありますが、これは非行の程度が軽いとか、あるいは保護者もしっかりしている、まだ一回目だから許してやろうというように判断されると不処分などで親元に戻ることが多い状況です。10 万 5 千人という少年が家庭裁判所に事件を送られますが、多くは親元へ帰っていくというのが現状です。その右に少年院がありますが、少年院送致決定を受ける者は 25 年度で約 3,200 人程度ですので、事件を起こした少年のわずか 3% ぐらいしか少年院へ行かないということになります。少年院を仮退院すると、今度は、保護観察を受けるために保護観察所へ足を運んでから、保護者の下へ帰るということになります。このような流れの中で「てんぼ」さんが活動の狙いとされるような親元に帰れない、帰せない少年がおりますので、親元に帰れないなどの少年への対応をどのようにするかということで、厚生労働省とも協力して、地域定着促進センターとか、自立援助ホームなんかをお願いして引き受けていただくこともあります。また、スライドの右の、一番端に書いてある法務省関係の法人である更生保護施設にお願いして少年達を引き受けていただくということもあります。その流れの中で保護観察を、原則 20 歳まで受けることになります。その保護観察を受けている期間のうちに、受ける態度のいい少年は一定期間経過後に解除、20 歳になって期間満了、あるいは再び非行に陥って取消しということになる少年がおります。

2635 少年院の種類についてご説明します。少年院は、初等、中等、特別、医療の四種類設けられています。体や心に問題がある少年は、医療少年院に送致されることとなります。非行性が進んだ少年は特別少年院に送致されます。初等と中等は年齢の区分により、概ね16歳というところに線が引かれて区分されています。また、少年の非行の深度によって、短期間の矯正教育で足りると判断された少年は一般短期、特修短期というような短期処遇が選択されます。一方で、長期というのは原則1年程度ということとなります。なお、一般短期は6ヶ月以内、特修短期は4ヶ月以内ということで教育期間を組みます。教育期間は、三種類の期間の区分があることをご理解ください。

2727 続いて何を教えるかということですが、義務教育の対象者、中学生がおりますので、そういう少年は教科教育課程の少年院で教科教育を中心に教えることとなります。これは短期も長期も同じです。それと生活訓練課程というのがありますが、これは非行問題を中心に指導していくこととなります。また長期処遇には職業生活に適応させる能力を伸ばさせるということで、職業能力開発課程があります。また、特殊教育課程、知的に劣るとか、発達障害系の少年はこの教育課程が設けられている少年院に送致され、個別的な処遇を中心に矯正教育が行われます。あと医療措置課程は、病院と同じ治療を中心に据えた処遇を受けるということとなります。

久里浜少年院は初等、中等、特別の長期処遇を行う少年院で生活訓練課程と、職業能力開発課程を受け待っています。裁判所が少年院の種類を決定して、裁判所がまた少年院の処遇区分を少年の状況に応じて、短期処遇のを勧告を検討します。それを受けて鑑別所が、この少年はどの少年院の矯正教育が適しているのかということで処遇課程を決めて、それで個々の少年に最適の少年院に入ることとなります。少年院を非行深度等のイメージでとらえると、短期処遇より長期処遇が、長期処遇では初等・中等より特別の方が非行の深度が浅いから深い。また少年の持つ問題性は単純から複雑。社会復帰に向けた環境は問題が少ないから悪い、または以前より悪化しているということが一般的に言えます。入院する少年については、男子は窃盗、傷害、暴行と、道交法違反が多い状況にあります。女子は年間300人程度少年院に収容され、男子の10分の1ぐらいしか少年院に来る少女はおりませんが、非行名では1番が傷害、2番が覚せい剤、3番が窃盗という状況です。年齢構成はここに書いてあるとおり、主に15歳から20歳までですけれど、二年、三年在院する少年は少年院に在院する間に22歳になったり、あるいは23歳に達する少

年もわずかにですがおります。保護者の状況は実母が引受人というのが多い状況です。かつて私が 35 年前に法務教官になった頃は、実父母が、6 割ぐらいでしたけれど、だんだん実父母が減ってきて、実母のみという状況になってきています。一方で少年達の多くは、知的には一般社会の少年と同様の状況かなという印象です。また、彼らの持つ問題性は、自己統制力が不足したり、情緒が不安定であったり、自己中心的で視野が狭い、対人面で不安が目立つ。などの点が基盤にあり、そういう心の状態に対していろいろな条件が整った時に、問題が表れるように思います。言い替えるといつも問題性を表出させているわけではないと言えます。一方で、職員が普通にはこのように考えるっていう話をしても、その普通のレベルが我々の考えてるレベルと、相当違うと感ずることがあります。その普通のレベル、常識的な考え方をうまくマッチングさせていくのが少年院の教育っていうことになるかと思えます。考えられる原因についてはスライドに書いてあるとおり、乳幼児期からの安心できる場所がない。遠藤先生も安全基地といわれてましたけど、安全基地がなくて、虐待を受けた子なんかはどうしても心に傷を負ってるっていうことがあります。そのようなところについて、本人も問題性に気づいてるけれど、なかなか直せないっていう状況です。

3 1 1 4

少年院の教育は生活指導か、問題性の改善、それと労働技能の習得等が職業補導と学力の向上か教科教育、他に行事などの、感動体験が特別活動。それと保健・体育。このような 5 つの領域が重なって教育活動を行っています。その中心は、部分を担う生活指導になります。(問題性に対する働きかけという。少年院の教育は長期処遇の場合において、11 ヶ月に設定すると、新入時の期間は 2 ヶ月程度設けます。過去の反省と院生活の理解というような点について、働きかけをしていきます。中間期は問題性の改善と社会性の付与ということで、前期 3 ヶ月後期 3 ヶ月の 6 ヶ月間程度を設定し、少年院教育の中心となる部分がこの中間期教育ということになります。集団生活をさせる場合が多いです。また、出院準備は、3 ヶ月程度設けて、出院に向けて自主的な生活と進路の確立ということで、いろいろな働きかけをしていきます。このようなプロセスを経て、11 ヶ月くらいで仮退院ということになりますが、一年くらいで出るパターンが多い状況です。1 ヶ月の期間の伸びは、規律違反だとか、あるいは教育計画の目標を達成できないために、その改善教育のためにさらに時間が必要であったということになります。少年達の日を見ますと 7 時に起床という施設が大部分です。午前中は職業面の指導とか学校の教科教育、あるいは問題性に対する働きかけをやりま。その後、昼

食をはさんで、午後も同じように教育を進めることが多いです。午後 5 時頃に夕食を食べて、6 時からは内省や日記記入をして、午後 7 時からは学習や講座などを受け、8 時からテレビ視聴を行い、午後 9 時に就寝という日課が多いです。

3 3 1 9 矯正教育の指導内容は、生活指導面では特に個別面接を重視しています。職業補導では資格を取るためにいろいろな資格面の指導をしています。久里浜少年院には情報処理科という実科のがあります。教科教育は中学校教育に準じた教育、それと補習教育として基礎学力の向上を図る指導ということをやっています。保健・体育は季節に応じた行事と運動で、剣道、水泳などに組み合わせて体力を若い彼ら本来の心身の状態に戻すということに努めています。このスライドは行事関係の参考資料です。

出院後の状況について触れると、少年院の目指すものは安全安心な社会と再非行ゼロということなのですが、残念ながらここに示されたように、少年院への再入院とか刑事施設への再入所する少年が 5 年以内だと、大体 25% ぐらいいます。4 人に 1 人ぐらいは少年院に戻ったり、あるいは刑務所に行くということになります。なお、スライドの 394 日というのは、全国の長期処遇の少年院の平均在院日数です。先ほどの 370 日はある少年院の平均です。少年達は少年院で、自分の弱さが見つかったとか、頑張る楽しさを感じた、優しさや礼儀を学んだ、当たり前のことが幸せなことに気づいた、家族に対する感謝が持てるようになった、諦めないことを学んだ、このような感想を残して出院していきます。少年達にとっての少年院とは、普通の経験を豊富に追体験する場であり。また自分が大切にされる経験をする場であり、あるいは自分を支援してくれる人の存在をかみしめる場ということが言えるかと思います。新しい少年院法はこのような、再非行の防止に向けた取り組みをさらに充実させ、それと適切な処遇の実施し、社会に開かれた施設運営の推進という内容を取り入れて、新しくなっております。もし少年院をご覧になるような機会があったら、今年から、少年院法も変わったんだということを頭の片隅に置いてご覧いただければと思います。私のほうは以上でございます。

3 5 5 1 影山：はい、どうもありがとうございました。かなり充実したパワーポイントを用意していただいたんですが、時間の関係で相当端折ってご説明いただきましたが、でも映像もありましたので、皆さん方、少し、少年院ってそういうふうなところなのかっていうのがイメージはできたのかなと思います。いわゆる刑務所とはかなり違います。子ども達一人一人に法務教官の方、少年院の先生がしっかりついてくれて、かなりいろんな指導をしてくださる。資格指導、資格を取る指導なんかもして下さると

いうふうな、そういう場所だと思います。それでは次に遠藤さん、先ほどのようなご講演にもありましたように、遠藤さんは長年、自立援助ホームを運営されてきて、そこでは非行を犯してしまった子ども達も随分たくさん受け入れてきたようなんですが、どのような思いでそういうお子さん方を受け入れて、で、そのお子さん方にどのような支援をされたのか、少しお話いただけますか。

- 3715 遠藤：先ほど申し上げたように、あまり支援してるっていうのが自分の中で頭に浮かばないんですけれども。自立援助ホームは、私はわりと非行少年、好きなんです、わりと。どうもやんちゃをやってる子はかわいっていう部分があって。だからそういうことにこだわらずに入れようっていうのがまず根底にありました。それでですね、一つ具体的なケース、やっぱりそのもとには、やっぱりその子どもの問題でなくて、いろいろな深い、愛着不形成具現の問題ですとか、いろんなことがあるっていうことを考えると、私達で選べないです。子どもを。だから面接したら必ず、たぶん希望したら入れるだろうというのがあれです。で、一人の子が先ほどですね、ちょっとお話の中に例として出したんですけども、中学2年の時に実家によりやく帰れたら、実家から性虐待を受けてしまったという女の子が私のところに来ました。それでしばらくは本当に、プリプリいつも怒ってる女の子でしたけども、それがいつの間にか打ち解けて、かわいらしさも出てきて、ちょっと早いかなと思ったけども、ちょっと自立をさせたんですね。そしたらこの辺、もういっぱいいるんですけども、若いやつらに引っ掛かって、一回だけ薬物をやってしまったんですね。で、その会社の看護婦さんからすぐに電話あって、ちょっと様子がおかしいから部屋に見に行ってくださいって言って、私行ったんですね。そしたらやっぱりいうとおり、看護婦さんの考えたとおり、薬物を一回だけやった、打たれたっていうことですね。ただ、その後、すごく反省してか、とてもよくなって行って、ホームの中でも本当に、ご飯の時も楽しそうだし、明るくなって行って、で、さあそろそろ自立ができるかなって行って、あるサービス業のところをお願いしました。そしたらとてもいい状態で、ずっと勤めて、かわいらしい子で、自分がポテトサラダ作ったっていつちや持ってきてくれて、食べてとかつつて持ってくるんですね。で、しばらく今度は音信不通、音信不通っていうか電話が遠のいて行ってですね、どうしたのかなと思ったら電話かかってきて、私、ちょっとホームに帰りたくなってというのが、ちょっと耳に引っ掛かったんですね。これは何かあるのかなと思ってた矢先、このサービス業の子はちょっと姿をくらましてしまったと。そうしましたら、そ

れから一年ぐらい経ってから東京の警察から私に電話が入って、こういう子知ってますかっていうんで、うちにいた子ですっていったら、本人が親には会いたくない、で、遠藤さんに会いたっていったら来てくださってということで、私、すぐ駆けつけていきました。そしたらやっぱりヤクザに引っ掛かってですね、もう本当に薬で痩せ細って、髪は真っ金金ですね、もう本当におばけのような体でこう、ヒョロヒョロヒョロっと立って、あ、ポッポさんつつって、うちの子ども達、僕のことポッポさんっていうんですけども、懐かしんで来てくれたんですね。でももう状態がひどいんで、そのまま医療少年院へ行って、とにかく薬を抜くまでは半年間、医療少年院へ行って、で、そして少年院に二年間入りました。で、その二年間経って、仮退院して私のところに引き受けてきたんですけども、そしたらまたしばらくしたら、今度はフツといなくなってしまうんですね。うちから。それで、この子は立ち直るの難しいかなって思った矢先、また違う東京の警察から電話が入りまして、薬で逮捕されたと。それでヤクザと一緒に薬をあれしてる車に乗かって、ヤクザは覚せい剤所持法でも逮捕されましたし、彼女も逮捕されたんですね。それでこちらのほうに戻ってきてですね、家庭裁判所に、医療少年院行く前に家庭裁判所に引っ掛かったんです。で、その時に裁判所にちゃんと行ったんですね。親と一緒に座るのは嫌だからっていうことを。そしたら家庭裁判所のほうで気を回してくれて、親のほうは後ろに座りなさいと。で、遠藤さんが隣に座ってあげてくださってということで、審判が始まりました。で、その時、裁判所の裁判官がいろいろ質問があって、最後に、なぜあなたはこういうことをするんですかって聞いた時に、とてもおとなしい、普段大声出したりなんかして騒ぐ子じゃないんですね。その子が、「私は寂しい！」つつって、ちょっと、その言葉、ずっと忘れられないほど、私の耳に残ってるんですけども。それで少年院行きになりました。で、私はその言葉を耳に残したまま、でも、少年院行ってよかったなって思ったんですね。ここからが彼女の出発点だと。で、私は赤城の遠いところまでですね、よく通いました。彼女に会いに。それでまたそこを仮退院して、そしたら今度、ヤクザとあれしてる所捕まってですね、今度は20歳過ぎてから刑務所に入ったんですね。で、その時に、たった三週間しか付き合っていない男の子を身ごもりました。で、子どもができたってということで、結局は刑務所には入らないで済んだんですけども、その後、本当にいいヤクザで、自分は足も洗うし、もうあれだから結婚さしてくださいと、自分は好きだからと。で、本当に足洗うからって約束するんですね。で、どうなるのかなと思

ったら、彼女のほうは三週間、彼はヤクザですから刑重かったですから、二年間経つうちに、三週間しか住んだことない男のことを忘れちゃうんですよ、やっぱりね。で、私は結婚しないと。子どもは私が育てるって言ってシングルマザーで育て始めたんですね。で、そんな時にその少年院にですね、私の家内が二日にいっぺんハガキを送ってたっていう。で、そのことも私のほうは全然知らないで、家内、何も言わないもんですから、全然知らないで、帰ってきてから、ポッポさん、ポッポさん捕まったら私手紙書いてあげるからねっていうんですね。なんで僕が捕まんなきゃいけないのって思ったんですけど、そしたら手紙を、ハガキをうちの家内が二日にいっぺん、毎回、ずっと二年間送ってくれたつって、こんな厚い手紙を見せてくれて。それでその子は今はですね、もう薬なんか本当、全部切ってますね、介護の仕事でですね、もう一人子どもができたんですけども、2人の子どもを一生懸命育てています。本当に今でも年がら年中連れてきて、子ども連れてきて、おじいちゃんだよっていうか、おじいちゃんって言わせるなら来るなっていうんですけども、そんなことですね、その子のこともやっぱり印象に覚えて、こちらが非常に喜びをもらったという感じがしている子です。

4731 影山：ありがとうございます。今ずっと大変なお話をされながら、最後、喜び貰ってるっていうふうに遠藤さんはおまとめになったんだけど、シェルターを運営していたり、あるいは自立援助ホームを運営したり、そしてそこでスタッフの悩みなんかを共有したりする時に、私達がわりと思ってしまうがちだね、気持ち、ちょっと聞きたいんだけど、例えば今のお話でも、一度ならず二度目も遠藤ホームで受け入れてっていうふうなことをやりながら、にも関わらず、ある日フツといなくなったっていうことをスツと話されてましたけども、スタッフからすると、我々からすると、やっぱり一生懸命、一緒に暮らしていたお子さんが、でもフツといなくなってしまう。あるいは、そして再犯をしてしまう。また捕まった、また警察から連絡がある、また少年院に行く、今度は刑務所だ、自分達の方のなさというか、失敗したんじゃないかっていうふうに思って、すごく支援者としては落ち込んでしまうなんていうの、よくあるんだけども、遠藤さん、その辺りはどんなふうにお考え？

4911 遠藤：あまり落ち込まないですね。むしろさっきのイノセンスのほうに僕は助けられてるところがあるんですけども、それはそういうことをやっぱり解決できない限り、自分の自己受容は、環境も含めて生まれたあれも含めて、自己受容できない限り、それは表出し続けるだろうと。それは、でも、誰かにちゃんと受け止めてもらわなきゃいけないって思っています

から、それは私のところに来た子は私が受け止めなきゃいけないっていうふうに思ってますから、あんまりがっかりもしないですし、あまたかかっていうんで、じゃもう一回引き受けようっていうことで、五回引き受けた子がいます。でも、それも裏切られたっていうふうには一度も思ったことないですね。はい。

影山：今もまた、一番最後にすごいいいことをいうね。裏切られたとは一度も思わなかったっていうね。本当にすごいな、勉強になりました。ありがとうございます。じゃ次、三村さん、この6月1日に、先ほども出てきました新少年院法が施行されます。今までは少年院法というのは何十年間かずと同じ法律でやってきて、わずか20数箇条しかなかった法律がもう100何十条を数える、大変大部な、大きな法律としてこの6月1日に施行される、そういう予定なんですけど、その法律の中にはですね、出院準備だとか、あるいは出院後のケースに関しても、法律で様々な配慮がなされている、そういう特徴があります。出院にあたっては以前よりも福祉分野との連携がかなり意識をされていると、現場でもそういうふうな意識をされているというふうにかがってるんですが、これはどういうところからそういうことになってるんでしょうか。

5120 三村：はい。影山先生がおっしゃったように、わずか27条だった法律が147条に変わりました。その中で44条から47条まで、社会復帰支援という項目が盛り込まれました。社会復帰の支援については、何十年も前から少年院は、問題意識自体として持っていました。一方我々は、行政機関でするので、正直なところ行政機関同士の壁といいますけど、相手の領分を侵さないっていうようなところがありました。例えば社会内処遇だと保護観察。保護観察の部分まで少年院が足を踏み込んじゃいけないというようなことです。いい言葉でいえば遠慮、そういうところがありました。しかし、平成15年頃から再犯・再非行防止についてどう考えるか、これについて閣僚自体も動き始めて、犯罪対策閣僚会議という、国の行政機関のトップが、横のしっかりした連絡、あるいは協調体制を取ろうという動きを開始し、同年以後は、厚生労働省との協調体制作りを行ったり、また平成20年の犯罪対策閣僚会議では、刑務所出所者等の再犯防止ということが項目に謳われて、さらに横断的なつながりが深まってきたということがいえるかと思えます。そういう情勢変化の中で少年院法改正も行われて、社会復帰に対する支援が取り込まれていったというような状況です。

5316 影山：福祉との連携の模索をかなりしているというのは、例えば具体的に何か意識が変わっているとか、そういうことはあるんでしょうかね。

三村：福祉に対する部分で意識が変わっていると申しますか、新たには、民間の方にも少年院に対して協力していただいているということがあります。これは法務省が予算措置をして、例えば精神保健衛生士の方に来ていただく、あるいは社会福祉士の方に来ていただいて、社会復帰にあたってのコーディネートをそれぞれしていただくというようなことがありますし、薬物依存の関係ではリハビリの関係の機関に、いろいろご講演をしていただいたり、あるいは特に薬物依存の重い子については外部の専門の医師に診察していただいたりしています。また、雇用関係におきましては、協力雇用主制度を保護でやっていただいておりますけれど、協力雇用主の方に少年の就労先として受け入れていただいたり、していますがさらに、最近では職親プロジェクトというものがあって、大阪のお好み焼の千房さん、中井社長が中心になって、少年院出身の少年でも、あるいは刑事施設を出た人でも積極的に雇用していこうということで、刑事施設、少年院に面接をしに来てくださって、在院しているうちから就職を決めていただくこともあります。このような取り組みをしてくださる企業は、自分のところの寮とか、あるいは借り上げたアパートなどで受け入れてもらったりしており、出院後の住居の確保についても、いろいろご協力いただいているのが実情です。

5 5 1 4 影山：従来もあつたけど、新しい法律だとかなり大きく打ち出してるのは、在院中からでも就職のため、例えば就職試験なんかのためには身柄を外に出して、場合によっては職員なしでも、一人でも行っておいで、帰っておいでみたいなこともやろうと思えばできると。そんな仕組みになりますよね。

三村：はい。

影山：それからおうちには、家にはなかなか帰せない子だなという場合に、18歳未満、あるいは18歳超えてても自立援助ホームがないだろうかっていうふうなことを考えた場合には、児童相談所と相談しなきゃいけないってこともあろうかと思うんですが、この辺りも少年院のほうは、けっこう児童相談所も相談相手だよねっていうような意識してますか？

5 6 0 2 三村：直接的に、相談などするパターンは、私が知ってる限りでは例が少ないです。児童相談所との連携っていうのがまだ不十分だっていうふうには感じております。また、今、影山先生がおっしゃった、外部に就職試験に出すというようなことは、前任の広島少年院では、職員が同行してですけど、会社の入社試験に対して、職員が試験会場内横までついていけないため、「じゃ、行っといで。」っていうことで会社の正門まで職員が送って、ここで待ってるからねというようなことで、入社試験の間、

敷地の外で待期をして受験させたことがありました。結果として1件2名を合格させて採用してもらうことが出来ました。

影山：はい。そういうことができますよということですね。ぜひ皆さんも知っておいていただければ。それと、児童相談所との連携っていうのは本当に課題だと私思っておりますので、双方が意識をし始めていかないとまずいかなというふうに思っています。さ、中村さん、非行を犯してしまう子ども達も元々は被害者であったり、あるいはひどい生活環境にあるなど、本来福祉の対象だったお子さんも多いように思うんですけども、非行少年、あるいは非行少女が立ち直るためには、中村さんがご自身で思う、何が必要かと思われませんか。それからNPO法人セカンドチャンスというのは何を指して、どのような活動をしているかお話ください。

5734 中村：私がこの活動を始めてから感じたことなんですけど、居場所というのがとても大切だになっていうふうに思います。で、その居場所は立ち直るために必要だというのではなく、居場所というのはいろんな人に当てはまると思っています。非行だから居場所が必要っていうのではなくて、で、非行を犯してる、逆をいうと非行を犯してしまった子達には居場所がなかったのではないのかなと思います。私が思う居場所というのは二つありまして、一つは心の居場所、安心できる場所。これは先ほどもお話にありましたけど、家に帰ってホッとくつろげる場所が癒しの場所だったり、心の安らぐ場所だと思います。あともう一つは、自分の力が発揮できる場所。あるいは活躍できる場所。中学校、高校生ぐらいだとしたら、何か打ち込める部活をやっているとか、趣味でやっているバンドに、これもまた打ち込んでいるとか、そういうものがあると自分の居場所になるのではないのかなと。で、私の場合は、安心できる居場所も活躍できる場所も暴走族にあったんだなって、振り返るとそう思います。で、セカンドチャンスっていうのは少年院出院者の当事者のグループで、参加するのは誰でもできるんですが、基本的に少年院出院者じゃないと入れません。それを聞いた時に私の知人が、私は鑑別所止まりだから入れないわ、ずるいついていつてたんですけど、皆さん、皆共通の思いがあって、そこで居場所づくりとして交流会というのを開いています。で、先ほどあった、セカンドチャンスのこの方向性とか目指してることっていうのは、参加してるメンバー、本当に皆熱くて、思いがいろいろあるんですけど、とりあえず皆で今、実践としてやっていることは、交流会っていうのを全国でやっていきたいなというふうに思っています。今は10ヶ所ぐらいで実際に交流会を開いています。男女別ではないんですけど、私は、やっぱ女子は女子だけであってもいいかなと思って、私が横浜に住

んでるので、女子は横浜で、付近で活動してます。はい。

1 : 0039 影山 : はい。ありがとうございます。セカンドチャンスの今のメンバーって何人ぐらいになってるんですか。

中村 : もう、多いです。100人以上はいます。はい。

影山 : で、少年院出院者じゃないと入れないということなんだけど、NPO ですよね、理事さんとか、ある意味では組織を支えてくれてる方々の中には、大学の先生とかおられる？

中村 : はい。設立当時は役員の方は、サポーターと呼ばれる支えてくれる大人、きちんとした大人っていう言葉っていいのかな、大学の先生とかだったんですが、現在運営は当事者になって、ただ、皆あんまり頭が強いので、難しい書類を書くとか、お金のしっかりした計算などはサポーターの方が手伝ってくれていて運営しています。

影山 : はい。ありがとうございました。じゃ次に遠藤さん、福祉の現場では、元々児童福祉法の 18 歳の壁があったり、それからよく福祉と司法の壁なんていう言葉もあって、一度非行を犯してしまったお子さんには、福祉現場の社会資源っていうのはわりと敬遠しがちになるというところがあるように私は思うんですが、遠藤ホームはそのどちらの壁もあまり気にせずやってこられたように思うんですが、それはなぜなんですかね。

0 2 1 8 遠藤 : やっぱあれですね、いろんなところでどうしても制度っていうのは、いろんな意味でお金の動く面もあってですね、どっかで切れちゃう人がいると。で、それじゃ、それ、誰が面倒見るのっていうと、面倒をやっぱりきちっとしてあげられる人達がいなくなってしまうんですね。だからむしろ、それだったらこっちが法律を変えてったほうがいいんじゃないかっていうことで、例えば 18 歳までいられるようにと、自立援助ホームは 18 歳過ぎても入れるようになって、こういうふうな、厚生労働省に直接働きかけしました。だから 18 歳過ぎても少年院から、それも児童相談所通さなくても、施設長権限っていうのがあってですね、それが入れられるようにしてくださいとかですね、いろいろ働きかけていたんですけども、やっぱもっともっとそういう部分っていうのは、どうしても狭間でどこにも行きようのない子ども達がいるから、それはなるべく少なくしていくっていうことが大事なんだろうと思うんですね。で、そういう意味で、ですから少年院、今、児童養護施設も 18 歳を超えても置いていいようになりました。で、ただ、それをしているところがある程度少なく、児相の許可が必要ですけども、やっぱ 18 歳以上はとて無理だ、20 歳ぐらいまでせめて置いてあげたいっていうところは少々、いろんなことを苦労するかもしれませんが、そっちの方向

にどんどんどんどん進んでいくと、やっぱり法律も変わってくるだろうと思うんですね。だから受け身で待ってるだけではどうしようもないのかなっていう思いが持ってます。

0416 影山：はい、ありがとうございます。遠藤さんのお話を聞いてると、常に目の前にいるお子さんの視線っていうかな、このお子さんと一緒にやってくんだって、そのためには、逆にいえば法律も制度も変えてやろうじゃないかとかね、そういうふうな、なんか感覚をすごく感じました。遠藤ホームで育っていったお子さん方、今どんなふうになさってるのか、いくつからお話うかがえますか。

遠藤：はい。一番最後の子はですね、高橋さんのところに今お世話になってですね、結婚をちゃんとして、母親からは反対されてたんですけども、妊娠をしてしまったと。で、籍に入れないで、ちゃんと籍に、子どもを生む前に籍に入りたいとあって、籍に入っちゃったんですね。彼の籍に。そしてそれをお母さんの代わりに自分が代筆して OK を入れて、判子を捺した。それでこれはあれなんですね、公文書偽造なんです、本当はね。けども 18 歳の、17 歳かな、18 歳になったか。18 歳の子がしっかりとちゃんと籍に入れてから子どもを生みたいって、とても素晴らしいことをですね、あれしたもんですから、母親のほうに訴えてきましたから、高橋さんをお願いしてその問題は少しお手伝いしていただきながら、こないだも帰って、帰ってって湯河原のほうに来まして、大体湯河原のほうに、また、ここ、横浜から離れたらあんまり帰ってこなくなっちゃうかなって心配してたんですけども、むしろ湯河原、温泉入りにね、目的にも、来てくれるんですね。だからそういう意味では、皆ある意味でけっこうたくさんの子がホームにやっぱり帰ってきます。で、母の日とかなんとかっていうと必ず帰ってきたりなんかしてますから、なるべく、こちら縁が切れないように手紙と電話を送って、で、なるべく遊びに来てもらうってことはいまだに続けています。

0643 影山：そうですか。遠藤ホームなくなっちゃって、帰る場所、実家みたいな感じだと思うんでね、帰る場所なくなっちゃったのかなと思ったけど、湯河原のほうに温泉に入りにきてくれるんですね。でも、シェルターをやっている私どもからすると、遠藤ホームがなくなったのはすごく大変なんですけれども。さて中村さん、セカンドチャンスの皆でいろいろ集まって、交流会なんかをやる中で、あるいは中村さん自身もずっと、さっきのセカンドチャンスをもらったと思った時からずっと頑張ってたね、その後の 10 年ぐらいをお考えになって、社会の偏見とかね、あるいは不良の看板みたいなものっていうのは、やっぱりかなり重荷になるも

のですかね。

- 0738 中村：私はいまだに地元には行きたくないですね。レディースの総長だったな
んとかだぜっていうふうにまだいわれるし。で、私、今、39歳で、30歳
の時まで自分の非行歴とか少年院出院者だっていうのは隠してきました。
それをいったら、昨日、今日まで、昨日まで付き合ってきた人の目が明
日から変わってしまうっていうふうに思ってたし、そういうふうなこと
もあったから隠してきてたんですね。少年院に入った時に大きな壁があ
って、社会から隔離されてここに来てるんだっていうふうにその時思っ
たんですけど、今思うと、あの壁に自分達はすごく守られてたなって。
少年院では先生が本当に真剣に向き合ってくれるけど、社会であんなふ
うに真剣に向き合ってくれる大人はいないし、何かいったら、やっぱり
あの子はそうすると思った、そういうふうに、もちろん自分が今までし
てきたことの結果なんですけど、そういうふうなことがあったからずつ
と隠してきて、で、私は、今まで少年院に入った人も、今少年院にいる
人も、これから社会に出て社会で生きていくのを社会の皆さん、この日
本の皆さんが、こいつら悪いやつだから何しでかすかわかんないよって
いうのではなくて、少年院から出てきたのか、よし頑張れよっていうふ
うに思ってくれる社会になったら再犯も減るんじゃないのかなとか、そ
ういうふうに私は思っています。
- 0942 影山：はい。ありがとうございます。皆さん、ずっと聞いていただいて、ど
のような感想をお持ちになったのでしょうか。それぞれいろんな感想をお
持ちになったかと思います。非行を犯す子ども達、どういう子ども達な
んだろうか、そしてそれを立ち直らせようとする大人達、組織的には少
年院のような、そういうふうな場所があって、そこで一生懸命教育をさ
れている、そういう方々がいるということ、今日知りましたし、で、ま
た遠藤さんのような自立援助ホームというふうな福祉の現場でも、そう
いう非行少年ともしっかり付き合いながら支えていく活動をしている人
達もいるんだ、いろんなことを知りましたし、その人達がいろんな思い
でやっているということを今日聞いたのではないかなと思います。ぜひ
いろんな感想をですね、今日、アンケートなんかもお配りしております
ので、お書きいただいて、また私達にも伝えていただけたらありがた
いかなと思います。最後にパネラーの皆さん方から、本当に一言ずつになり
ますが、本日のテーマについてまとめのお発言をいただきたいと思いま
す。最初に三村さんからお願いできますか。
- 1112 三村：まず少年院について、皆さんに知っていただく機会が得られましたこと
について、影山先生始め、てんぼの皆さんに感謝申し上げたいと思いま

す。それで少年院に在院する少年達もいつも問題性ばかりを表に出しているというわけではありません。いわゆるスイッチが入る、あるいはいろんな条件が整った時に問題性が表に出るというような状況です。普段は普通の子です。しかし彼らも、少年院から出院して、明日はきっといい日になるということを願って、少年院で立ち直りのために一生懸命頑張っていますので、少年院在院生についても出院後、色眼鏡で見ないで、普通の子として見ていただけたらいいなということで、よろしく願いしたいと思います。

影山：はい。じゃ次、中村さん、お願いします。

中村：最後にいおうと思ったことをさっきいってしまったので、

- 1 2 1 4 中村：私のことをちょっとだけ。いろいろありましたが、今は子ども4人いて、横浜に住んで、毎日頑張っております。はい。今は悪いことしていません。はい。

影山：今、学童保育？

中村：はい。今、学童保育で、子どもと関わりたくてじゃなくて、たまたまなんですけど、学童保育で子どもを見ていると、いつも自分も反省します。親として。はい。

影山：はい。ありがとうございます。

中村：ありがとうございます。

影山：今日はなかなか、私、少年院出身者ですって、さっきもね、中村さんいってくれたけど、人の前で堂々といえるものではないと思いますが、でも私達が本当にいろんなことを考えるすごく大きな材料をいただけますので、勇気を奮って、今日、登壇していただいたことに本当に中村さんには、私は感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。最後に、じゃ遠藤さん、お願いします。

- 1 3 2 7 遠藤：一つですね、自立援助ホームは補導委託先の、全国の補導委託先の二割を占めてました。で、今、どんどんどん減ってます。それでその原因はですね、措置費の問題ですね。措置費が児童養護施設と大体同じお金が出たんですけども、法務省はお金はないとは思わないんですけども、半額です。そうするとこれはね、受けづらいんですね。たかが6人のところで半額しか出ないってことは、数はカウントできるんですけども、これは最高裁とのやり取りじゃないとできないと思いますけれども、最高裁は頑固ですからね。本当に3万円の問題もあって、もう何年間かやり合って、それでようやく3万円の生活費をもらってもいいってことになりましたけども、その辺を改善するともっと自立援助ホームがそういう子ども達のいられる場所になっていくっていうふうに思っ

す。

- 1430 影山：補導委託っていうことは、ようは試験観察の一種なんですね。ある場所に、それは職場だったりする場合もあるんだけど、そこで半年とか一年ぐらい生活をしながら様子を見て、それで最終審判で、もう遠藤さんのとこだと不処分が多いと。80何%も不処分っていうのは普通はなくて、10何%で、大概是少年院に行くことはなくて、保護観察で終わってよかったねっていうふうになることのほうがむしろ一般的には多いので、遠藤さん本当ですか？みたいな話がさっきあったってことなんだけど、その補導委託っていうのは、これはお金出すのは裁判所なんですよ。だから法務省がお金あるかどうかでは関係なくて、最高裁がもうちょっと気前よくやってくれないと困るよ、そういうお話でした。最後の一言、私が解説しないといけない、もうそれでよろしいですか。はい、それでは皆さん、今日聞いていただいて、どのように思いましたでしょうか。本日のパネルディスカッションはこれで終了といたします。どうも、最後まで聞いていただいてありがとうございました。